

障害者支援施設「京都市洛西ふれあいの里更生園」における虐待事案について

社会福祉法人京都総合福祉協会（以下「運営法人」という。）が指定管理者として運営する障害者支援施設「京都市洛西ふれあいの里更生園」（以下「当該施設」という。）において、施設の職員が入所者に対し虐待を行った事案が発生しましたので、御報告いたします。

1 障害者支援施設「京都市洛西ふれあいの里更生園」の概要

- (1) 運営法人 社会福祉法人京都総合福祉協会（指定管理者 理事長 西村 潔）
- (2) 所在地 京都市西京区大枝北沓掛町1丁目21-20
- (3) 入所定員 60名
- (4) 入所者数 60名（11月1日現在）
- (5) 施設種別 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

2 被害者及び加害者

- (1) 被害者
入所者（50歳代，男性）
- (2) 加害者
当該施設の生活支援員（20歳代，男性（以下「加害職員」という。））

3 当該施設からの報告及び経過

- (1) 9月29日（火），当該施設から「入所者が肋骨を骨折した。当初は，入所者間のトラブルによる骨折と考えていたが，施設内の防犯カメラの映像から，加害職員が被害者を倒したことが確認された。現在，骨折の原因について確認中である。」との報告があった。
- (2) 9月30日（水），当該施設から，今回の事案の報告書が提出されたが，詳細を確認するため，施設長を翌日呼び出した。
- (3) 10月1日（木），施設長から，「防犯カメラの映像の確認を進めたところ，加害職員が被害者を倒したうえ蹴っていることを把握した。その後，加害職員からの聞き取りで，その事実を確認した。」との説明があった。
これらの報告を受け，本市としても，虐待の可能性が高いと判断したことから，報告の内容を確認するため調査を開始した。

4 調査概要

(1) 調査期間

令和2年10月1日(木)～22日(木)

(2) 調査内容

ア 当該施設

加害職員への事実確認, 防犯カメラ映像, 現場状況, 勤務状況及び支援記録の確認, 職員ヒアリング(施設長及び同僚職員), 被害者への面会

イ 運営法人

被害者の家族及び後見人への対応, 事案の検証や再発防止の取組, 職員ヒアリング(理事長等の役員)

5 調査結果及びその後の状況

(1) 判明した事案の概要

ア 9月26日(土), 被害者は, 夕食前から他の入所者からの干渉で苛立っており, 夕食時にも, 大声を上げたり, 机や食器を叩く等の行為が続いていた。

イ 夕食終了後の午後6時頃, 被害者は未だ苛立ちが収まらず, 干渉した入所者を追いかけた。加害職員はこの動きに気付き, 被害者は動きが大きく, 稀に他害行為のある方であることから, 仲裁のため2人を追いかけた。

ウ 被害者と干渉した入所者は, 後者の居室前で小競り合いとなり, 加害職員が仲裁に入って2人を引き離し, 被害者を落ち着かせようとしたが, 被害者の苛立ちが収まらなかったため, 加害職員自身も感情を抑えきれず, 被害者を横倒しにしたうえ, 左脇腹を膝で蹴った。

エ その後, 被害者は左脇腹を押さえながらその場から立ち去った。

(2) 当該施設について

ア 当該施設においては, これまで本事案以外に虐待行為がなかったことを確認した。

イ 虐待発生時の勤務体制は, 遅出職員4名, 夜勤職員2名の合計6名であった(人員配置基準上問題なし)。加害職員は, 夜勤者のうちの1名であった。

ウ 加害職員の経歴は, 生活支援員として勤務し4年目であり, 勤務態度に問題はなく, 夜勤を任せることができるほどになっていた。しかし, 今年度に入りミスが増えていたため, 面談の際に, 気の緩みについて注意を与えられていました。

エ 入所者については, 強度行動障害のある知的障害者が多くおられ, 日常的にトラブルが発生するため, トラブルになる入所者どうしはできる限り接触させないように行動を分けているが, 入浴や夕食時は, 接触が増える時間帯となっている。

オ 虐待防止対策については, 入職後必ず, 運営法人の実施する研修と当該施設で実施する研修を受けることになっており, 加害職員も両方の研修を受講している。また, 日頃から, 虐待防止をテーマとした会議や, ベテラン職員による支援方法の指導も行われていた。

カ 指定管理者として施設運営上の勤務体制や健康管理等の問題は確認されなかった。

(3) 被害者について

- ア 病院を受診し、左肋骨骨折（全治1箇月）との診断を受けており、胸部をバンドで固定する保存療法で治療し、回復に向かっている。
- イ 事案発生後も施設内で普段どおりの生活をされている。

(4) 加害職員について

- ア 被害者を横倒しにしたこと及び膝で蹴ったことを認めた。
- イ 聴き取りでは、自身の気持ちのコントロールができず、被害者に怪我を負わせてしまい、本当に申し訳なく思っているとの発言があり、大いに反省している様子であった。
- ウ 事案発覚後、支援の勤務から外され、その後自宅謹慎となった。
- エ 被害者及び被害者の家族、被害者の後見人に対し謝罪を行っている。

6 運営法人の対応

- (1) 事案の重大性を踏まえ、すぐに緊急所属長会議を開催し、事案の報告及び虐待防止に関する職員全体への注意喚起を行うとともに、運営法人の理事、評議員、監事への説明を行った。
- (2) 同時に、「更生園虐待事案検証・対策委員会」を設置し、外部の有識者の監督も受けながら、事案の検証・再発防止策の検討を行っている。
- (3) 運営法人における処分として、次のとおり、令和2年10月26日（月）に懲戒処分を実施した。その他に、理事長が報酬の自主返納を行うこととしている。

対象者		処分内容
当該施設	加害職員	懲戒解雇
	施設長、副施設長	減給
運営法人	事務局長	減給

- (4) 事案判明後、10月1日（木）には、被害者の家族へ、理事長及び施設長が直接、説明及び謝罪を行っている。同日中に、被害者の後見人にも説明及び謝罪を行った。
- (5) 令和2年10月28日（水）に、運営法人、被害者の家族、被害者の後見人、加害職員の4者で示談書を取り交わしている。

7 本市の対応

(1) 虐待認定

令和2年10月23日（金）付けで、障害者虐待防止法に基づく虐待事案として認定した。

(2) 当該施設への指導

ア 施設の管理職員の職員への関わり

今回の事案は、加害職員が自身の気持ちをコントロールできず、被害者に怪我を負わせてしまったものである。このことを踏まえ、管理職員の役割として、職員の態度や様子の変化を早期に掴み指導するとともに、適切な指導や心理面でのフォロー等について、それぞれの育成の段階において、計画的に実施できるような具体的な方策を検討するよう指導した。

イ 虐待防止に向けた取組

現在実施している虐待防止研修について、その方法や、頻度等について改善を図り、より職員一人ひとりの虐待防止に対する意識向上につながる効果的な手立てを検討するよう指導した。

(3) 再発防止のための注意喚起

ア 今回の事案を踏まえ、全施設・事業者での再発防止を図るため、障害福祉に係る全施設・事業者に対し、本日、虐待防止に関する注意喚起の通知を行った。

イ 今年度12月2日(水)及び16日(水)開催の「障害者虐待防止に係る事業所及び施設従事者向け研修」において、今回の事案を題材に虐待防止に関する注意喚起を行う。